

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
長野高等学校	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="533 568 1772 938"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>許可数量</th><th>目的</th><th>年間使用料</th><th>許可期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td><td>電信柱 1本</td><td>電気通信事業</td><td>1,500円</td><td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>電柱1本 支線4本</td><td>電力供給</td><td>8,500円</td><td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>(注2) 1台</td><td>自動販売機</td><td>(注2) 18,000円</td><td>令和3年9月1日から 令和8年3月31日まで</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注2) 公有財産台帳では、許可数量及び年間使用料の変更に伴う登載が行われず「2台」と「37,800円」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	電信柱 1本	電気通信事業	1,500円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土地	電柱1本 支線4本	電力供給	8,500円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土地	(注2) 1台	自動販売機	(注2) 18,000円	令和3年9月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																		
土地	電信柱 1本	電気通信事業	1,500円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																		
土地	電柱1本 支線4本	電力供給	8,500円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																		
土地	(注2) 1台	自動販売機	(注2) 18,000円	令和3年9月1日から 令和8年3月31日まで																		
措置の内容																						
<p>検出事項について、公有財産台帳に登載を行った。</p> <p>検出事項の原因は、担当者が公有財産台帳への登載を失念していたことにある。</p> <p>再発防止に向けて、複数の職員で公有財産台帳の登載状況について、定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）